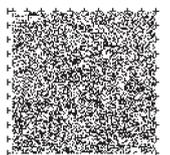


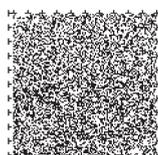
資料

1. 障害福祉サービスの体系

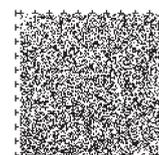
サービス種別	説明	
児童系サービス	児童発達支援	療育の観点から集団、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園に通う障害のある児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
	福祉型障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。「福祉型」は福祉サービスのみを行います。
	医療型障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。「医療型」は福祉サービスに併せて治療を行います。
障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。



サービス種別	説明	
障害福祉サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	外出時において、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等、外出時に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	

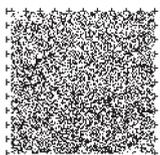


サービス種別	説明	
障害福祉サービス	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障害のある人自身が本人の希望や能力・適正等に応じたより良い就労先選択ができるように支援を行います。
	就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労継続支援 B 型	障害により企業などに就職することが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	補装具費支給	身体上の障害を補うための用具の購入及び修理に要する費用の支給を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、利用が適切であるかを随時モニタリングしていきます。
	障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	



サービス種別	説明
障害者相談支援事業(基幹相談支援センター)	障害のある人やそのご家族、地域の方々の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用のための支援を行います。また、障害のある人等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
手話通訳者・要約筆記者の派遣	手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
日常生活用具の給付	日常生活を営むのに支障のある重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
移動支援	障害児・者の外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。(精神障害、知的障害、全身性障害の人)
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会を提供し社会の交流の促進等を図り、地域生活の支援を行います。
日中一時支援事業	障害児・者の家族の就労支援や障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息などを提供するため、障害児・者に対して、日中における活動の場を確保します。
訪問入浴サービス事業	全身性障害があり、他の福祉サービスでの入浴支援が困難な市内に住所を有する在宅の身体に障害のある人を対象に、利用者の居室を訪問し、入浴の介護を行います。
声の広報	視覚障害のある方などを対象に、「広報いわで」を朗読した音声データの提供を行います。

地域生活支援事業



2. 岩出市障害者計画等策定委員会委員名簿

部門	所属	氏名
障害者団体	岩出市身体障害者連盟	上田 榮子
福祉関係者	岩出市社会福祉協議会	湯浅 敦之
	岩出市民生児童委員協議会	河井 紀雄
	那賀圏域障害児者自立支援協議会	岩崎 愛
	那賀圏域障害児者自立支援協議会精神部会	森口 智史
	那賀圏域障害児者自立支援協議会子ども部会	沖殿 佳子
学識経験者	和歌山県相談支援体制整備事業アドバイザー	柴田 竜夫
行政職員	教育部長	南 智明
保健関係者	市保健師	塩中 和歌子

